

豊田市学校給食管理システム構築業務委託 プロポーザル実施要領

1 契約の目的

本市には小学校75校・中学校28校・豊田特別支援学校1校・こども園（保育園・幼稚園含む）96園の施設（以下「学校等」と言う。）があり、約4万8千食の給食を給食センター7施設・2校・1委託事業所にて提供している。

現行システムは、平成19年9月に導入し、以後、必要なカスタマイズを行ってきているが、導入当初から17年が経過し、学校給食を取り巻く環境の大きな変化に、現行システムでは十分な対応ができていない。

こうした状況を踏まえ、インターネットを活用した学校給食管理システムの導入により、食数やアレルギー情報等の連携を容易に行うことができるようにし、栄養教諭の業務効率化を図るとともに、保護者・学校等の利便性の向上を図りながら、より安全・安心な給食を安定して提供できるようにするため、本業務を実施する。

2 契約の概要

(1) 委託業務名

豊田市学校給食管理システム構築業務委託

(2) 委託業務の内容

別添、「豊田市学校給食管理システム構築業務委託仕様書」のとおりとする。なお、本業務の仕様書の内容については、企画提案書を踏まえ変更する場合がある。

(3) 委託期間

委託期間の開始日から令和8年3月31日まで

3 提案限度額

51,150,000円（消費税込み）

※別途、令和8年4月以降の年間保守金額も提示すること。

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

(1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。又は以下のとおり、それに準ずる能力を有する者であること。

■ 豊田市競争入札参加資格の申請時の確認書類（法人）

登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	法務局で発行。
納税証明書（国税） （未納の税額がないことの証明）	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書 （その3の3）
納税証明書（愛知県税）※ （未納の税額がないことの証明）	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地 方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書（豊田市税）※	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参

加保留の措置を受けていないこと。

- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。
- ア 平成31年4月以降、共同調理場を複数有する中核市以上の自治体発注の業務で元請として、学校給食管理システムに関する業務の履行実績を有する者であること。
- イ Pマーク(プライバシーマーク)又はISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていること。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

- 3月24日(月) 業者選定審査会による方式の決定
- 3月25日(火) 事業実施の公告、公表、公募の開始
- 3月25日(火) 業務説明資料等の交付開始
- 4月7日(月) 参加表明書の受付期限・質問の受付期限
- 4月8日(火) 参加資格確認通知書の送付
- 4月10日(木) 質問の回答期限
- 4月16日(水) 提案書等の提出期限
- 4月21日(月) ヒアリング実施及び選考委員会開催(最優秀提案者の選定)
- 4月22日(火) 選考結果の通知・最優秀提案者との協議開始
- 5月19日(月) 予定 業者選定審査会による業者の決定
- 5月20日(火) 予定 選考結果の公表
- 5月28日(水) 予定 見積徴取
- 6月5日(木) 予定 契約締結

(2) ヒアリング

- ア 日時 4月21日(月) 午前9時から午後3時までのうち指定する25分間
- イ 場所 豊田市役所 東庁舎6階 教育委員会会議室
- ウ 備考
- ・提出された企画書等に基づき1社25分(説明10分以内、質疑応答15分)とする。
 - ・出席者は3名以内とする。
 - ・説明は提出資料のみとし、模型、パネル、追加資料等の持込みは認めない。
 - ・説明及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員

委員長	教育部	副部長	熊谷 明典
委員	学識経験者		高田 尚美(名古屋学芸大学教授)
	総務部	CDO	佐々木 大祐
	情報システム課	課長	柴田 拓馬
	保健給食課	課長	加藤 世明
	保育課	副主幹	加藤 由美子
	豊田特別支援学校	栄養教諭	重田 玲子

7 提案書等の提出書類

A 4サイズ両面 8枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本9部）する。ただし、副本には、会社名、会社ロゴ等の参加者名に繋がる表示は削除すること。

(1) 業務経歴

学校給食管理システム及びネットワーク構築に関する業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、事業規模、業務の概要等）（A 4サイズ1枚、片面）

(2) 業務従事者の業務担当体制

業務従事者（業務担当責任者・主任担当者）の本業務における役割、資格、経歴（学校給食管理システム及びネットワーク構築に関する業務の実績・請負金額及び役割）、担当工程及び業務並びに現在の手持ち業務（A 4サイズ1枚、片面）

(3) 業務実施方針

実施方針、重点項目、具体的方法の概要を記載すること（A 4サイズ1枚、両面可）

(4) 本業務に関する提案

企画提案書作成要領を基に、以下の項目ごとに具体的な調査・検討方法を提案すること。

【提案を求める項目】（別添「企画提案書作成要領」参照）

ア ウェブを活用した食数データの登録等に関する機能の提案（A 4サイズ1枚、両面可）

イ ウェブを活用した保護者・学校への食物アレルギー情報の登録・提供等に関する機能の提案（A 4サイズ1枚、両面可）

ウ 各種機能の利便性向上に関する提案（A 4サイズ1枚、両面可）

エ 利用者向け教育研修に関する提案（A 4サイズ1枚、両面可）

オ 仕様書外の独自提案（A 4サイズ1枚、両面可）

(5) 工程計画（A 4サイズ1枚、片面）

(6) 見積書及び積算内訳書

ア 本契約の見積書及び積算内訳書（1部）

イ 令和8年4月以降の年間保守（システム保守、機器保守含む）の見積書及び積算内訳書（1部）

8 評価基準

(1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（60点）【事務局評価】

（ア）企業の業務実績（20点）

（イ）統括責任者、主任担当者の経験及び能力（40点）

イ 業務実施計画等（70点）【選考委員評価】

（ア）業務実施方針（20点）

（イ）本業務についての提案・意見（50点）

ウ 価格（50点）【事務局評価】

価格点（50点）×（最低見積金額÷見積提示金額）（小数点以下は四捨五入）

※評価点（600点）＝ア（業務経歴等（60点））＋イ（業務実施計画等（70点）×7人）＋ウ（価格（50点））

※詳細は別紙「企画提案書審査表 評価基準」のとおり

(2) 最高得点の者が同点の場合は、評価項目のうち業務経歴等（ア）及び業務実施計画等（イ）の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点（300点）に達しない者は契約の相手方として特定しない。

9 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (4) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (6) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が委託事業を最優秀提案者が遂行することが困難と判断したとき
- (7) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (8) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (9) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する本契約履行後の豊田市学校給食管理システムの保守業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。

【問い合わせ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市教育委員会保健給食課（東庁舎6階）

電話 0565-34-6663（直通） FAX 0565-34-6824

メールアドレス kyuushoku@city.toyota.aichi.jp

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	<p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
(2) 人的関係	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>